# 越知町地域防災計画

震災対策編

令和4年3月

越知町防災会議

# 目 次

第1	編	総 則.		1
第 1	章	計画の趣	旨	1
第	1 節	計画の目	的	1
第	2節	計画の構	成	2
第	3節	被害を最	:小化するために重点を置くべき事項	2
第	4節	計画の効	」果的な推進	3
第	5節	震災対策	編の修正:	3
第	6 節	計画の周	知徹底	3
第 2	章	越知町の	特性	3
第 3	章	予想され	る災害	4
第	1節	高知県の	地震災害	4
第	2節	南海トラ	フ地震の特徴	6
第	3節	地震被害	想定結果の概要(	6
第	4節	南海トラ	フ地震臨時情報	9
第 4	章	越知町防	災会議10	0
第 5	章	防災関係	機関10	0
第 6	章	地震防災	と上緊急に整備すべき施設等の整備計画1	1
第 2	編	災害予防	坊計画1;	3
第 1	章	地域防災	体制の確立13	3
第	1節	趣旨	1	3
第	2節	けパコエ		
第		防災まり	うづくり1:	3
	3 節		がくり1; iの普及1	
第	3節 4節	防災知識		4
	•	防災知識 実践的な	3の普及14	4 5
第	4節	防災知識 実践的な 自主的な	での普及	4 5
第第	4 節 5 節	防災知識 実践的な 自主的な 事業所な	で で で で で の 当 で の き で の の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の で の の で の で の で の で の の で の の の で の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	4 5 5
第第第	4節 5節 6節	防災知識 実践的な 自主的な 事業所な 自発的な	はの普及	4 5 5
第第第	4 節 5 節 6 節 7 節 8 節	防災知識 実践的な 自主 事業所 自 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	はの普及	4 5 5 5
第 第 第 第 第	4 節 5 節 6 節 7 節 8 節	防災知識 実自 事業 自 防災 対策 自 業 所 が な な な な な な な な な な 報 衆 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	この普及	4 5 5 5 7

	第	3節	建築物等災害予防対策17
	第	4節	地盤災害等予防対策18
	第	5 節	公共土木施設等の災害予防対策19
	第	6 節	緊急輸送活動対策
	第	7節	避難対策
	第	8節	防災活動体制の整備22
	第	9節	被災地域への救援対策22
	第	10 節	要配慮者対策等23
	第	11 節	各種データの整備保存
第	<del>;</del> 3	章 南	    海トラフ地震臨時情報に対する防災対応24
	第	1節	南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合における災害応急対策24
	第	2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策 24
	第	3 節	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) に対する災害応急対策 25
第	3	編	災害応急対策計画27
第	; 1	章	災害時応急活動27
	第	1節	活動体制の確立27
	第	2節	情報の収集・伝達31
	第	3 節	通信連絡
	第	4 節	応援要請
	第	5 節	広報活動
	第	6 節	避難活動など
	第	7節	災害拡大防止活動41
	第	8節	緊急輸送活動
	第	9節	交通確保対策
	第	10 節	社会秩序維持活動など43
	第	11 節	地域への救援活動44
	第	12 節	物資、資機材、人員等の配備手配51
	第	13 節	ライフラインなど施設の応急対策52
	第	14 節	教育対策52
	第	15 節	労務の提供53
	第	16 節	要配慮者対策53
	第	17 節	災害応急融資54
	第	18 節	二次災害防止計画54

第 19 質	i 自発的支援の受入れ55	5
第2章	自衛隊の災害派遣56	3
第1節	趣旨56	3
第2節	災害派遣要請ができる範囲56	3
第3節	災害派遣要請の手続56	3
第4節	派遣部隊の受入体制57	7
第5節	派遣部隊の業務及び撤収など57	7
第4編	災害復旧·復興対策59	)
第1章	災害復旧対策59	)
第2章	復興計画60	)
第5編	重点的な取組61	l
第1章	重点的な取組の趣旨61	L
第2章	命を守る対策62	2
第1節	強い揺れから身を守る対策62	2
第2節	火災対策62	2
第3節	南海トラフ地震臨時情報への対応63	3
第3章	命をつなぐ対策64	1
第1節	応急対策活動体制等の整備64	1
第2節	広域避難体制等の整備64	1
第3節	指定避難所等の整備64	1
第4章	生活を立ち上げる対策65	5
第1節	まちづくり	5
第2節	くらしの再建65	5
第5章	震災に強い人・地域づくり対策66	3

# 第1編総則

計 画 事 項	頁
第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	2
第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項	2
第4節 計画の効果的な推進	3
第5節 震災対策編の修正	3
第6節 計画の周知徹底	3
第2章 越知町の特性	3
第3章 予想される災害	4
第1節 高知県の地震災害	4
第2節 南海トラフ地震の特徴	6
第3節 地震被害想定結果の概要	6
第4節 南海トラフ地震臨時情報	9
第4章 越知町防災会議	10
第5章 防災関係機関	10
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	11

# 第1章 計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項などについて定める。

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、町域に係る地震災害から、住民の生命・身体及び財産を保護するために、越知町において防災上必要な諸施策の基本を、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにする。

また、本計画は、同時に地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことで、町の地震災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

さらに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。次「特別措置法」という。)に基づく事項を定め、町域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 1 計画の基本方針

本町は、地震災害による人的・経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、住民個々の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティなどによる「共助」、行政による「公助」による防災活動を、住民運動として、日常的に持続して展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、関係機関などの連携の強化を図る。

計画の推進に当たっては、次の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 町・防災関係機関及び住民・企業それぞれの役割の明確化と連携
- (3) 防災関係機関相互における協力体制構築の推進
- (4) 災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守
- (6) 要配慮者支援などの多様な視点を生かした対策の推進
- (7) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

### 第2節 計画の構成

#### 1 計画の構成

本計画は、地震災害を対象に、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画について定めるものであり、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を統合する。 それぞれの計画の趣旨は、次のとおりである。

#### 2 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止する事務及び業務に関する計画で、防災 施設の新設又は改良、防災訓練、防災意識の普及などについて定める。

#### 3 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生した場合の応急対策について定める。 また、災害対策本部の組織、地震予報の伝達、災害情報の収集・避難・水防・救助・ 衛生などの事項について、対応策を定める。

#### 4 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、災害発生後、被災した諸施設及び町の生活機能を再興・復 旧するために必要な事項を定め、将来の災害に備える。

#### 5 南海トラフ地震防災対策推進計画

特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震への防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備に関する事項などを定める。

# 第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

高知県では、南海トラフを震源とする地震に、100年~150年の周期で繰り返し襲われている。こうした震災は、家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失ってきた。

本町は、「生命の安全確保」を最優先とし、住民・事業者・防災関係機関・町が一体となって、建築物の耐震対策、人づくり・まちづくり対策を示し、減災に向けた施策を進める。また、南海トラフ地震は、過去の例から、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合、数時間から数年の時間差で発生する場合などが確認されているため、こうした可能性を考慮し、広域的な被災の可能性や地域の孤立対策などを考慮した震災対策を講ずる。

# 第4節 計画の効果的な推進

一般対策編 第1編 第1章 第4節「計画の効果的な推進に向けた留意点」を準用する。

# 第5節 震災対策編の修正

一般対策編 第1編 第1章 第5節「一般対策編の修正」を準用する。

# 第6節 計画の周知徹底

一般対策編 第1編 第1章 第6節「計画の周知徹底」を準用する。

# 第2章 越知町の特性

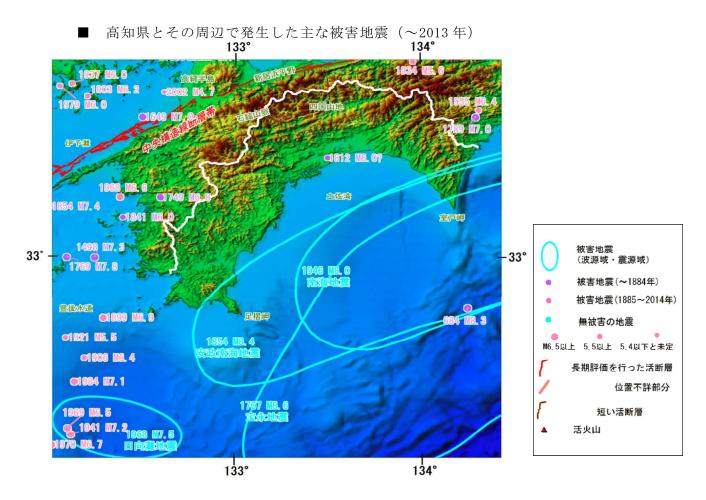
一般対策編 第1編 第2章「越知町の特性」を準用する。

# 第3章 予想される災害

# 第1節 高知県の地震災害

地震調査研究推進本部が作成した「日本の地震活動-被害地震からみた地域別の特徴」の第2版、及び改訂版ドラフト(v2.01)において、高知県における地震活動が整理されている。

高知県に被害を及ぼす地震は、主に「南海トラフ沿いで発生する地震」「陸域の浅い場所で発生する地震」の2タイプの地震であり、実際に高知県とその周辺で発生した主な被害地震は、以下の図表に示すとおり。



資料 「日本の地震活動-被害地震からみた地域別の特徴」改訂版 (平成 27 年 1 月 25 日更新)

#### ■ 高知県に被害を及ぼした主な地震

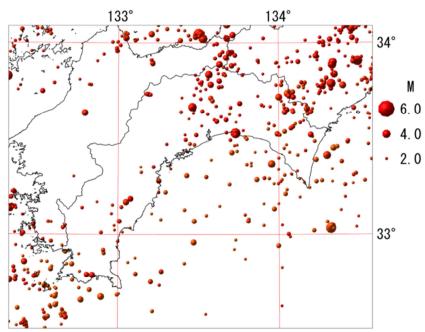
西暦 (和暦)	地域(名称)	M (マグニチュード)	県内の主な被害(全国での被害)
684.11.29 (天武13)	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	津波来襲。土佐の船多数沈没。土佐で田園 50余万頃(約 12k㎡) 沈下して海となる。南海トラフ沿いの巨大地震。
887.8.26 (仁和3)	五畿・七道	8.0~8.5	(京都で民家の倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者 多数。南海トラフ沿いの巨大地震。)
1099.2.22 (康和元)	南海道・畿内	8.0~8.3	土佐で田約1,000ha海に沈む。津波があったらしい。 (南海沖の巨大地震と考えられる。)
1361.8.3 (正平16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4~8.5	(津波で摂津・阿波・土佐に被害。南海トラフ沿いの巨大地震。)
1498.9.20 (明応7)	東海道全般	8.3	(南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。)
1605.2.3 (慶長9)	(慶長地震)	7.9	土佐甲ノ浦・崎浜・室戸岬等で死者800人以上。
1707.10.28 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	主として津波により、死者1,844人、行方不明926人、家屋全壊5,608棟、家屋流出11,167棟。高知市の東部で最大2mの沈下。室津の港は隆起して浅くなった。
1854.12.23 1854.12.23 (安政元)	(安政東海地震) (安政南海地震)	いずれも 8.4	(安政東海地震の被害は区別できないが、高知県内の被害は殆ど 南海地震によると推定される。)土佐領内では死者372人、負傷者 180人、家屋全壊3,032棟、同流失3,202棟、同焼失2,481棟。
1946.12.21 (昭和21)	(南海地震)	8	死者·行方不明者679人、負傷者1,836人、住家全壊4,834棟、同流 出566棟、同焼失196棟。
1960.5.23 (昭和35年)	(チリ地震津波)	9.5(※)	負傷者1人、建物全壊7棟。
1968.4.1 (昭和43)	(1968年日向灘地震)	7.5	負傷者4人、住家全壊1棟。(高知・愛媛で被害多く、負傷者15人、住家全壊1棟、半壊2棟、道路損壊18ヶ所など。小津波があった。)
2001.3.24 (平成13)	(平成13年(2001年)芸予地震)	6.7	負傷者4人。

※チリ地震のマグニチュードはKanamori(1977)によるモーメントマグニチュード(Mw)で、他の地震のマグニチュードと異なる。

資料 「日本の地震活動-被害地震からみた地域別の特徴」改訂版 (平成 27 年 1 月 25 日更新)

また、小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動は次のとおり。

■ 高知県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動 (M2以上 1997年10月~2013年12月深さ30km以浅)



資料 「日本の地震活動-被害地震からみた地域別の特徴」改訂版 (平成27年1月25日更新)

# 第2節 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大 規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する 場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成31年2月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによるとM8~9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70~80%となっている。

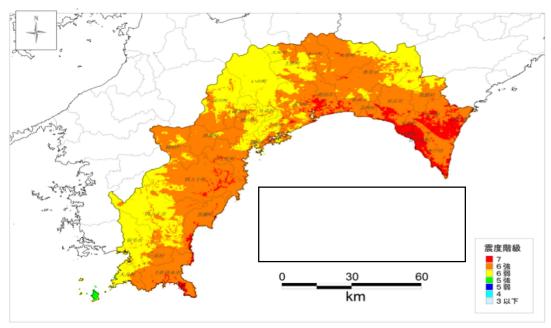
- 1 発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの 地震【L2 (レベル2)】
- (1) この地震は、南海トラフの巨大地震モデル検討会(平成23年8月設置)が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのもの
- (2) 震度 6 弱~ 7 の揺れが予想される
- 2 発生頻度の高い一定程度の地震【L1 (レベル1)】 震度5弱~6強 (一部では震度7)の揺れが予想される

### 第3節 地震被害想定結果の概要

高知県では、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測(平成24年12月)、さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定(平成25年5月)を公表している。 その結果は次のとおりである。

- 1 地震動の想定
- (1) 発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震(L2) 高知県では、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討 会(第二次報告)」で示された強震断層モデル(M9.0)の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計している。 その結果、求められた震度階級の分布は次のとおりである。

#### ■ 震度分布(L2)



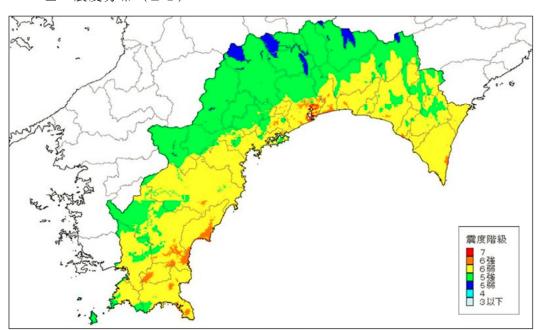
資料 「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による 震度分布・津波浸水予測について」平成24年

#### (2) 発生頻度の高い一定程度の地震(L1)

高知県では、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合(M8.4相当)のモデルに新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計している。

その結果、求められた震度階級の分布は次のとおりである。

#### ■ 震度分布(L1)



※市町村境界線は平成22年4月1日時点

資料 「第2次高知県地震対策基礎調査」平成18年

#### 2 被害想定

「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」で、越知町に関して想定される地震による建物及び人的被害の想定は、次のとおりである。

なお、表中の「対策後」とは、発災 10 分後の避難開始率 100%、住宅の耐震化率 100%、 避難経路・指定緊急避難場所等の整備率 100%の状態をいう。

#### (1) 建物被害の想定結果

被災	An Col	-1. 1. 1.1.31.	建物被害 (棟)						
被災ケース条件		建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜 地崩壊	地震火災	合計		
L 1	現状		*	*	*	*	*		
LI	対策後	F 747	_	*	_	_	_		
L 2	現状	5, 747	*	620	10	320	950		
to the second	対策後		_	40	_	_	_		

(注)表中「一」は未算出、「\*」は若干の人的被害が生じる可能性があることを表す。 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料 「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」平成24年

#### (2) 人的被害の想定結果

									人自	り被害	(人)	l							
				死者	<b>ó</b> 数					負傷	者数				負傷	者の内	勺重症	三者数	
被災ケー	条	建物	倒壊	<i>H</i> .				建物	倒壊	H				建物	倒壊	<i>h</i> .			
ケース	件		内家具転倒等	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	<b>企</b> 計		内家具転倒等	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計		内家具転倒等	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	包計
	現状	*	*	*	*	*	*	20	*	*	*	*	20	10	*	*	*	*	10
L 1	対策後	*	_	_	_	_	*	*	_	_	_	_	*	*	_	_	_		*
L 2	現状	40	*	*	10	*	50	380	10	*	10	*	390	210	*	*	*	*	220
陸側	対策後	*	_	_	_	_	*	20	_	_	_	_	40~	20	_	_	_	1	20~

(注)人口は平成17年度国勢調査人口6,650人で想定。

表中「一」は未算出、「\*」は若干の人的被害が生じる可能性があることを表す。 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料 「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」平成24年

#### (3) 避難者数の想定結果

被災	条件	一日後の避難者数 (人)					
ケース	木什	指定避難所	指定避難所外	合計	内、要配慮者		
L 1	現状	10	10	10	*		
L L	対策後	*	*	*	_		
L 2	現状	760	510	1, 300	400		
陸側	対策後	290	200	490	_		

(注)表中「一」は未算出、「\*」は若干の人的被害が生じる可能性があることを表す。 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

資料 「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」平成24年

# 第4節 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地 震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以 下のキーワードを付記した4つがあります。

南海トラフ地震臨時情報(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大 規模な地震と関連するかどうか調査を開始し
	た場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	想定震源域プレート境界で、マグニチュード
	8以上の地震が発生した場合
	想定震源域又はその周辺でマグニチュード7
	以上の地震が発生した場合(プレート境界の
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	マグニチュード8以上の地震を除く)
	想定震源域内のプレート境界面において、通
	常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価
	した場合
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもな
刊供ドノノ地辰輪时用報(調宜於 ] /	かった場合

# 第4章 越知町防災会議

一般対策編 第1編 第5章「越知町防災会議」を準用する。

# 第5章 防災関係機関

一般対策編 第1編 第6章「防災関係機関」を準用する。

# 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の 整備計画

#### 1 計画の方針

町は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく「高知県第5次 地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図る。なお、町有施設の耐 震化は、今後、検討の上で計画を立て、整備を図る。

- 2 地震防災上緊急に整備すべき施設等 次の施設は、地震防災上緊急に整備する必要があるものとして整備の対象とする。
- (1) 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所
- (2) 避難経路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動に必要な道路
- (5) 緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設
- (6) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (7) 学校施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 上記 6、7 に掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (9) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (10) 地域防災拠点施設(ヘリコプター緊急離発着場(ヘリポート)等)
- (11) 防災行政無線の整備、その他に関する施設又は設備
- (12) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その 他の公共空地又は建築物
- (13) 緊急消防援助隊の広域活動拠点施設
- (14) 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備
- (15) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- (17) その他

# 第2編 災害予防計画

計 画 事 項	頁
第1章 地域防災体制の確立	13
第1節 趣旨	13
第2節 防災まちづくり	13
第3節 防災知識の普及	14
第4節 実践的な防災訓練の実施	15
第5節 自主的な防災活動への支援	15
第6節 事業所などにおける自主防災体制の整備	15
第7節 自発的な支援への環境整備	15
第8節 防災情報ネットワークの整備	15
第2章 予防対策の推進	17
第1節 火災予防対策	17
第2節 危険物等災害予防対策	17
第3節 建築物等災害予防対策	17
第4節 地盤災害等予防対策	18
第5節 公共土木施設等の災害予防対策	19
第6節 緊急輸送活動対策	20
第7節 避難対策	21
第8節 防災活動体制の整備	22
第9節 被災地域への救援対策	22
第10節 要配慮者対策等	23
第11節 各種データの整備保存	23
第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	24
第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策	24
第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策	24
第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策	25

# 第1章 地域防災体制の確立

## 第1節 趣旨

町は、南海トラフを震源とする巨大地震から町土並びに住民の生命・身体及び財産を保護するため、災害予防対策を進める上での、基礎となる事項を定める。

# 第2節 防災まちづくり

1 計画の方針

地震災害予防対策の基本となる防災まちづくりは、地震に強い町の基盤づくりに向け、次の点に特に留意した対策を講ずる。

2 実施責任者

実施責任者は町長、各関係機関とする。

3 地震に強い市街地の形成

市街地の形成においては、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時に おける応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

- 4 建築物の安全確保
- (1) 耐震計画の策定

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づき、 該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め、計画を実施する。

(2) 耐震改修・建替の促進

個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進などにより、耐震改修・建替の促進を図る。

- 5 ライフライン施設などの機能確保と不測の事態への備え
- (1) ライフライン事業者の体制整備

電気、ガス、上下水道、電話などの各ライフライン事業者は、地震に際しての設備機能の確保に努め、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

(2) 個人備蓄の推進

住民は、各種のライフラインが寸断される不測の事態に備えるため、飲料水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進する。町は、こうした備蓄の推進に向けた啓発に努める。

6 液状化対策への取組

町は、液状化の危険度が高い地域の調査を検討し、必要に応じ住民に対する情報の 提供と対応策に関する知識の普及に努める。

## 第3節 防災知識の普及

1 計画の方針

町は、防災関係者をはじめ、全ての住民が、地震に関する知識を常識としてもつための取組を推進する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 防災関係者の研修

防災関係機関は、職員、教育関係者、町内の事業者や事業所、多くの住民が集まる施設などの管理者などを対象に、予想される地震などの規模や被害想定の周知を図る。また、防災関係機関は、自ら率先して防災活動を実行し、対象者に必要な防災知識や心構えなどの研修、訓練などを継続的に実施する。

- (1) 南海トラフ地震で予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員などが果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- 4 防災教育の実施
- (1) 初動体制の確立

町は、職員の役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など、発災時を想定した活動訓練を定期的に実施し、初動体制の確立を図る。

(2) 連携体制の確立

町は、国、県その他関係機関と連携・協力して、現地訓練や情報収集伝達訓練など 各種訓練を実施し、防災関係機関相互の緊密な連携体制を確立する。

(3) 防災活動の浸透

町は、住民や事業所などに対して、地域特性や環境に応じた避難・消火・救助などの各種訓練の実施を促進するとともに、訓練の指導・支援を積極的に行う。また、町は、町をはじめ消防防災関係機関などが実施する訓練への積極的な参加を促し、防災活動の浸透を図る。

(4) 学校

町は、越知小・中学校などについては、定期的に避難訓練などを実施する。

(5) 社会福祉施設など

社会福祉施設などの管理者は、その施設利用者などを発災時に迅速かつ適切に避難させることに配慮した訓練を実施する。

#### (6) 計画の検証と修正

各訓練実施後は、検証を経て課題などを明らかにし、今後の訓練に反映させるとと もに、必要に応じて地域防災計画などの修正を行う。

#### (7) 家庭・地域

町は、南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を行い、その取組を家庭、地域へと広げるよう推進する。

# 第4節 実践的な防災訓練の実施

一般対策編 第2編 第2章 第3節「実践的な防災訓練の実施」を準用する。

# 第5節 自主的な防災活動への支援

一般対策編 第2編 第2章 第4節「自主的な防災活動への支援」を準用する。

### 第6節 事業所などにおける自主防災体制の整備

一般対策編 第2編 第2章 第5節「事業所などにおける自主防災体制の整備」を準用する。

# 第7節 自発的な支援への環境整備

一般対策編 第2編 第2章 第8節「自発的な支援への環境整備」を準用する。

# 第8節 防災情報ネットワークの整備

1 計画の方針

地震発生時には、町は県や関係各機関と連携し、正確な情報を迅速に住民に伝えることを優先し、情報ネットワークの整備を図る。また、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を進めるために情報ネットワークを活用する。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 住民への情報伝達
- (1) 広報施設

町は、地震に関する情報を入手し次第、瞬時に住民に伝えるための施設の整備(全国瞬時警報システム: J-ALERT)を進めるとともに、広報車などを利用し、情報を周知徹底する方法を併せて進める。

#### (2) 情報提供

町は、防災行政無線により、住民に周知するとともに、高知県総合防災情報システムにより防災関係機関に情報の提供を行う。

#### (3) 情報提供の継続

町は、地震に関する情報提供を継続して行うための通信施設の整備や代替手段の検討を進める。

#### 4 初動体制の確立

町は、地震発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備するとともに、一定以上の地震を感じた場合には自主的に参集する体制を整備する。

#### 5 防災関係機関相互の情報の共有化

町は、「高知県総合防災情報システム」により防災関係機関との情報の共有化を図る。 また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させ てもらう「非常通信」を実施する。

#### 6 バックアップ機能の整備

- (1) 情報ネットワークのバックアップ機能を整備
- (2) 無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底
- (3) 無線設備や非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置

# 第2章 予防対策の推進

# 第1節 火災予防対策

一般対策編 第2編 第1章 第9節「火災予防対策」を準用する。

### 第2節 危険物等災害予防対策

一般対策編 第2編 第1章 第10節「危険物など災害予防対策」を準用する。

### 第3節 建築物等災害予防対策

1 計画の方針

町は、南海トラフ地震などの発生による強い揺れから身を守るために、建築物など の耐震対策を図るとともに、住民への啓発を進める。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 建築物等の耐震性の向上
- (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に 推進
- (2) 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援を推進
- (3) 住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震 改修事例集の作成などによる指導・啓発を実施
- 4 家具などの転倒防止

町は、地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関して、住民への普及啓発を進める。

5 外装タイル等の落下やブロック塀等の倒壊防止

町は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落、ガラスの飛散、ブロック塀の 倒壊などを防止する方法に関して、住民への普及啓発を進める。

# 第4節 地盤災害等予防対策

1 計画の方針

町は、地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに、既存の予防対策を 危険度に応じて実施する。

町は、災害箇所の防災パトロールなどを実施するとともに、地域住民に対する危険 箇所の周知や、警戒・避難体制の整備を図る。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 地すべり予防対策

町は、地すべりによる災害を防止するため、県と連携して必要な対策を講ずる。

4 急傾斜地崩壊予防対策

町は、急傾斜地崩壊を防止するため、県と連携として必要な対策を講ずる。

5 大規模盛土造成地

町は、大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、防災 意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マッ プ」を公表し、周知を図る。

6 土石流予防対策

町は、土石流危険渓流において、土石流災害を防止するため、県と連携して必要な対策を講ずる。

# 第5節 公共土木施設等の災害予防対策

1 計画の方針

町は、公共土木施設などにおいて、地震動による人的被害の軽減及び緊急的な応急 対策を実施するための機能の確保を図る。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設などは、「高知県第4次地震防災緊急事業五箇年計画」(第1編 第6章「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」を参照)を中心に整備を図る。

整備を進めるに当たっては、施設管理者は、特に次の点に留意する。

(1) 道路施設対策

ア 避難するための道路の安全性の確保

イ 応急対策上重要な道路の橋梁の安全性の確保

(2) 都市公園施設対策

地震時の延焼遮断空間、指定緊急避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

4 ライフラインなどの対策

各施設管理者は、地震動に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備を図る。(一般対策編 第2編 第1章 第8節「ライフラインなどの予防対策」を参照)特に、次の事項に留意するとともに、第三次医療機関などの人命に関わる重要施設への供給ラインに対して重点的な耐震化を進める。

(1) 水道

町は、地震からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損などによる二次災害を 軽減させるための措置を実施する。

ア 上水道、簡易水道、農業用水道 緊急的な給水体制の整備

イ 下水道

下水道施設への防災対策

(2) 電力

施設管理者は、地震発生時においても、電力供給のための体制を確保するなどの必要な措置を講ずるとともに、火災などの二次災害防止に対し、利用者自身による防止 策に必要なブレーカー開放などの措置に関する広報を実施する。

なお、指定公共機関である四国電力(株)が行う措置は、別に定めるところによる。

#### (3) ガス

ガス施設管理者は、地震からの円滑な避難を確保するため、火災などの二次災害防止に対し、利用者によるガス栓閉止など必要な措置に関する広報を実施する。

なお、指定地方公共機関である四国ガス(株)及び(一社)高知県LPガス協会が 行う措置は、別に定めるところによる。

#### (4) 通信

施設管理者は、地震警報などの情報を確実に伝達するために必要な通信手段を確保するため、電源の確保などの対策を実施する。

なお、指定公共機関である西日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、KDDI(株) 及びソフトバンク(株)が行う措置は、別に定めるところによる。

#### (5) 放送

放送施設管理者は、緊急的な放送体制の整備を図る。

なお、指定公共機関である日本放送協会、指定地方公共機関である(株)高知放送、 (株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知が行う措置は、別 に定めるところによる。

### 第6節 緊急輸送活動対策

1 計画の方針

町は、緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図る。 (一般対策編 第2編 第5章 第4節「緊急輸送活動対策」を参照)

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 輸送ルートの設定

町は、緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめ、輸送ルートを設定する。町は、設定されたルートの重要性を考慮し、橋梁などの構造物の耐震対策を順次実施する。

4 輸送拠点の設定

町は、緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめ、輸送拠点を設定しておく。

5 関係者との連携

町は、緊急輸送を依頼する関係者と協定を締結するなどの連携を図る。

# 第7節 避難対策

1 計画の方針

町は、地震発生後の火災や二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する 避難に関し、事前対策を進める。

また、町は、高齢者・障害者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織などの協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備を進める。

(一般対策編 第2編 第3章「人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策」を参照)

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 一時的な避難

町は、指定された避難所への避難が難しい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な指定緊急避難場所を、住民とともに地域で選定する。

- (1) 一時的な避難についても、誘導案内や指定緊急避難場所表示などの標識を整備
- (2) 広報紙や防災マップなどにより、一時的な指定緊急避難場所や避難経路などの周知を徹底
- 4 長期的な避難
- (1) 指定避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定
- (2) 指定避難所の運営方法についてあらかじめ設定
- (3) 避難生活に必要な資機材などの整備の他、必要な指定避難所機能を確保
- (4) 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館や医療機関などを 避難所として借上げるなど、多様な災害時の要配慮者利用施設を確保 ※一時的な指定緊急避難場所や指定避難所については、「資料編」に記載。
- 5 公営住宅、空家等の把握

町は、災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅や空家などの整備、確保、把握に努める。

## 第8節 防災活動体制の整備

1 計画の方針

町は、地震災害発生時の初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図る。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 初動体制の整備
- (1) 参集基準を明確にし、迅速な初動体制を確立
- (2) 実践的な初動体制を確立するための訓練を実施
- 4 防災関係機関との連携

町は、地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報 交換、協定の締結など、日ごろから連携した取組を実施する。

5 広域的な応援体制の整備

町は、備蓄する食料や資機材などについて、広域的な調達体制を整備する。

### 第9節 被災地域への救援対策

1 計画の方針

町は、地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図る。 (一般対策編 第2編 第5章「災害応急対策・復旧対策への備え」を参照)

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 飲料水・食料等の確保
- (1) 飲料水・食料の個人備蓄の推進
- (2) 指定避難所への飲料水・食料など必要物資備蓄の推進
- (3) 緊急的に必要となる物資調達体制の整備
- 4 消毒・保健衛生体制

町は、災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ制定する。

#### 5 し尿処理及び清掃活動

(1) し尿処理

町は、災害時のし尿処理計画をあらかじめ制定する。 また、町は、廃棄物・し尿処理施設の破損など又は処理能力を超えた場合に備え、 応援協定などにより、広域的な処理体制を確立する。

(2) 清掃活動

町は、災害廃棄物処理計画をあらかじめ設定する。

## 第 10 節 要配慮者対策等

一般対策編 第2編 第2章 第6節「要配慮者対策等」を準用する。

# 第11節 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努める。

1 各種データの整備保存

戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

# 第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

行政、ライフライン、公共交通等、各分野における南海トラフ地震臨時情報に対する防 災対応の方向性について明らかにする。

ここで示された方向性に基づき、具体的な防災対応を検討し、事前に計画としてとりまとめ、情報が発表された際には、計画に従って確実に実施することが必要となる。

# 第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された 場合における災害応急対策

町は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された際には、迅速に初動体制の確立 を図り、情報の収集や伝達に努める。

要配慮者については一般対策編 第2編 第2章 第6節「要配慮者対策等」を準用する。

# 第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対す る災害応急対策

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置を取り、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

#### 1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

#### 2 避難対策等

- (1) 地域住民等の避難行動等
- ア 町が、事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域(以下「事 前避難が望ましい地域」という。)に対しては、呼びかけ等を実施する。
- イ 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、指定緊急避難場所から指定避難所 に移動するタイミングや、開設する指定避難所、避難経路、避難実施責任者等避難 実施に係る具体的な検討を行う。
- ウ 事前避難が望ましい地域内外の地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

#### (2) 指定避難所の運営

内容は、第3編 第2章 第9節 第10「指定避難所の運営」を準用する。

- 3 消防機関等の活動
  - (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、地震からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
  - ア 臨時情報に関連する情報の的確な収集及び伝達
  - イ 事前避難が望ましい地域における地域住民等の避難誘導
- 4 社会秩序維持活動等

内容は、第3編 第2章 第13節「社会秩序維持活動など」を準用する。

5 ライフライン等の対策

内容は、第3編 第2章 第15節「ライフラインなど施設の応急対策」を準用する。

6 金融

内容は、第3編 第2章 第19節「災害応急融資」を準用する。

- 7 交通対策
  - (1) 道路

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、事前避難が望ましい地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。

(2) 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留 旅客等の保護等のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

# 第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対す る災害応急対策

町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

- 1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又は プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地 震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間
- 2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが 観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が 収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間
- 1 住民への周知
  - (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。
  - (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

# 第3編 災害応急対策計画

=	計画	事	項	頁
第1章 災	害時応急活動			27
第1節	活動体制の確立			27
第2節	情報の収集・伝達			31
第3節	通信連絡			36
第4節	応援要請			36
第5節	広報活動			37
第6節	避難活動など			38
第7節	災害拡大防止活動	J		41
第8節	緊急輸送活動			42
第9節	交通確保対策			43
第10節	社会秩序維持活動	など		43
第11節	地域への救援活動	J		44
第12節	物資、資機材、人			51
第13節	ライフラインなど	`施設の応急対策	į	52
第14節	教育対策			52
第15節	労務の提供			53
第16節	要配慮者対策			53
第17節	災害応急融資			54
第18節	二次災害防止計画	Ī		54
第19節	自発的支援の受入	.h		55
	衛隊の災害派遣			56
第1節	趣旨			56
第2節	災害派遣要請がで			56
第3節	災害派遣要請の手	続		56
第4節	派遣部隊の受入体			57
第5節	派遣部隊の業務及	び撤収など		57

# 第1章 災害時応急活動

活動体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

活動のポイント	関係機関
1 非常時における各自の役割の周知 (平常時)	
2 配備基準に従った各課配備者の決定(平常時)	
<ul> <li>3 配備基準</li> <li>・震度4 ⇒ 第1配備要員(災害対策本部判断設置)</li> <li>・震度5弱以上 ⇒ 全職員(災害対策本部自動設置)</li> </ul>	
4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 越知町役場内 (代替は越知町民会館)	
5 本部長(町長)の代理者の順位 第1位 副町長 第2位 教育長 第3位 危機管理課長	各 課 共 通 消 防 団
6 初動体制 (1) 勤務時間内に地震発生の場合は、配備基準に従い体制を構築 (2) 勤務時間外に震度 5 弱以上の地震発生の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集(参集場所は災害対策本部) (3) 参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出などに従事 (4) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を実施	

## 第1節 活動体制の確立

1 計画の方針

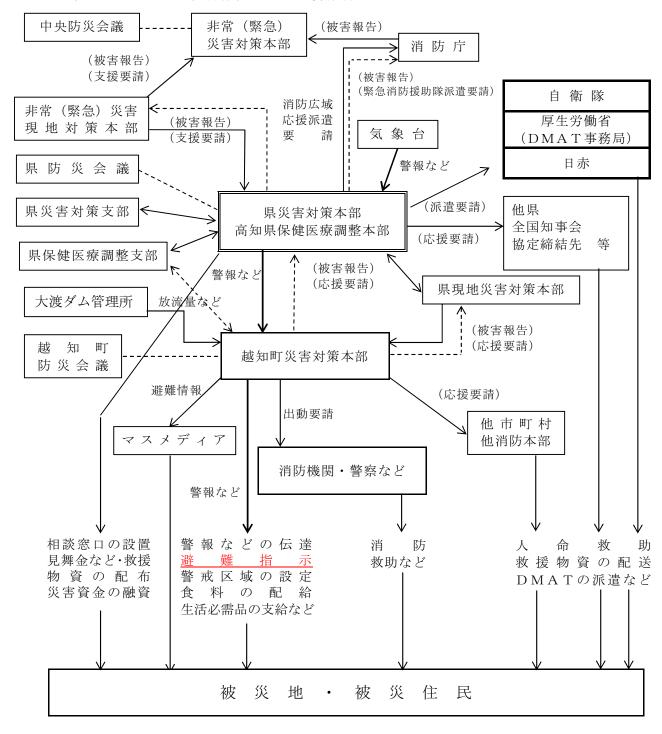
町は、災害が発生した場合及び災害の発生するおそれがある場合、各機関があらか じめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

また、町は、効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。 なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第1章 第3 節「災害対策本部」に定めるとおりとする。

2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 町及び防災関係機関の活動体制
- 災害時における町と関係機関の活動連携体制



#### 4 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置基準

自動設置	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
判断設置	町内で震度4の地震が発生したとき。町内で相当規模の地震の発生により被害が発生、又は発生のおそれがあるとき

#### (2) 災害対策本部設置の決定

災害対策本部は、危機管理課長の集約した地震情報・被害情報などの報告のもとに 町長が状況判断をし、必要と認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する。

#### (3) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、地震災害が発生し、災害対策本部を設置した後、地勢などを 考慮して、必要であると判断される場合、災害地に本部事務の一部を補佐するために、 現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織及び配備者は、町長(又は代理者)が指示する。

#### 5 配備基準

震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	動員体制	初動実施事項
震災第1配備 災害対策本部 判断設置	町内に震度4 の地震が発生し たとき、又は南 海トラフ地震臨 時情報(調査中) が発表されたと き	災害対策本部の設置に備えることができる者で、各課連絡責任者 及び関係各課において必要と認められる町長が指名した人員による 体制 その他の職員は自宅待機 勤務時間内―各課連絡責任者及び	・関係機関への情報の提供 ・管理施設及び周辺地域への注意喚起 ・町による被害状況の調査
		危機管理課職員 勤務時間外―各課連絡責任者及び 危機管理課職員	
震災第2配備	町内に震度5 弱以上の地震が 発生したとき、 又は南海トラフ	職員全員による体制	・関係機関への情報の提供 ・管理施設及び収容人員の被害
災害対策本部 自動設置	地震臨時情報 (巨大地震注意 又は巨大地震警 戒)が発表され たとき		状況の調査・報告 ・町による被害状況の調査 ・緊急応急対策

#### 6 初動体制

#### (1) 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合、町は、直ちに「5 配備基準」に定める体制等に従い動員を行う。

地震発生時に町長が不在の場合は、町長代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

- (2) 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制
  - ア 震度4の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき

直ちに前記5に定める配備基準に従い動員

イ 震度5弱以上の地震が発生したとき、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表されたとき

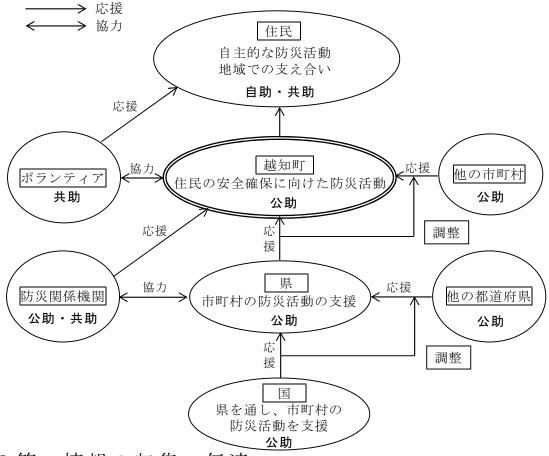
特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集

#### ■ 震度 5 弱以上の地震が発生したときの初動の流れ

■ 及及り物が工・	2超級が 光生 とにこと ジ の動 ジ がはい
多集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備 にとりかかる。
2 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後 災害対策本部などへ参集する。
3 参 集	<ul><li>(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。</li><li>(2) 各施設など外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。</li><li>(3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本町機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。</li></ul>
4 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する 情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
を 被害状況 の報告	<ul><li>(1) 職員は収集した情報を各部長(又は次席者)に報告する。</li><li>(2) 各部長(又は次席者)は被害状況を災害対策本部長(又は代理者)に集約する。</li></ul>
6 緊急対策 班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。※
7 緊急初動 体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初 動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

- ※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。
- 1 被害状況調査
- 2 地震に関する情報などの調査
- 3 関係機関などへの情報伝達
- 4 災害対策本部の設置
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、防災行政無線などによる住民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な指定緊急避難場所への誘導
- 9 指定避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

#### 7 防災関係機関の応援・協力体制



### 第2節 情報の収集・伝達

#### 1 計画の方針

応急活動における情報の収集は、目的を明確にした上で実施する。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化を心懸ける。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報は、全国瞬時警報システム(通称: J-ALERT)で次のものが得られる。

#### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報とは、気象庁が平成19年10月1日から一般に向けて提供している地震動の予報・警報である。地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源や地震の規模(マグニチュード)を推定し、緊急地震速報を利用して、テレビやラジオなどで放送される。

#### ア 緊急地震速報(警報)を発表する条件

地震波が2点以上の観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合

#### イ 緊急地震速報(警報)の内容

- (7) 地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名
- (イ) 強い揺れ (震度5弱以上)が予測される地域及び震度4が予測される地域名

#### (2) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を知らせる。 なお、この速報の発表は気象庁Lアデス回線若しくは緊急情報衛星同報システムの みにて行う。

#### ア 震源に関する情報

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。

#### イ 震源・震度に関する情報

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と 市町村名を発表する。

#### ウ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。

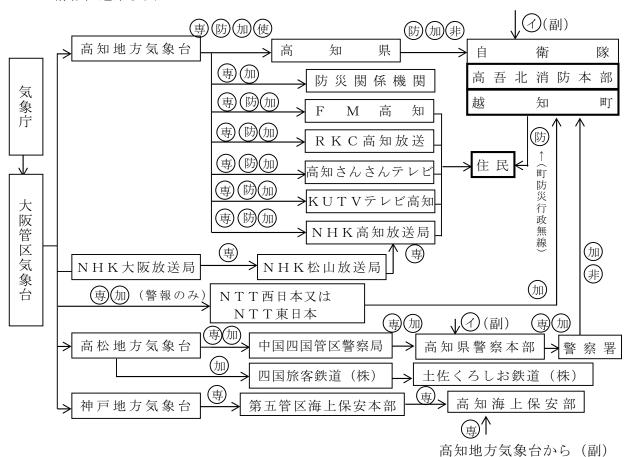
#### エ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合には震度1以上を観測した地震回数情報などを発表する。

#### 才 推計震度分布図

観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

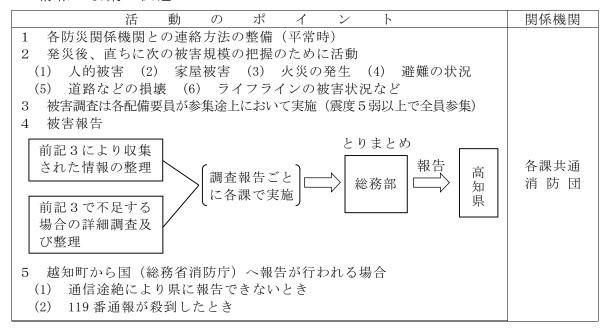
#### ■ 情報伝達系統図



| 加:加入電話 | | 切:県防災行政無線 | 使:不通時使送する | 非: 非常無線

(朝): 専用電話 (1): 高知地方気象台からのインターネット防災情報システム

#### 4 情報の収集・伝達



#### (1) 地震発生後の情報収集

町は、災害が発生した場合に、速やかに所掌の情報を収集把握し、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第2章 第4 節「情報の収集・伝達」に定める。

#### ア 被災状況などの情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されるため、当初は、自主防災組織や消防機関などの組織とも連携して、人命に関わる情報を最優先に収集し、情報の精度を高め、順次、状況を県に報告する。

#### イ 被災状況などの把握

町は、必要に応じて、通信施設、樋門などの水防施設、公共施設など、特に防災活動の拠点となる公共施設他、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視などを実施し、当該施設の被災状況などの把握に努める。

#### (2) 活動状況の公表

町は、高知県と応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

#### (3) 県への報告

町は、震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を高知県に対して、震度5弱以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く報告する。

#### ■ 消防庁連絡先

	区分	平日 (9:30~17:45)	左記以外		
回線別		※応急対策室	※宿直室		
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553		

#### 5 関係機関からの情報収集

町は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

#### ■ 防災関係機関などとの連絡方法

越知町 ←─→	高知県	電話、高知県防災行政無線			
越知町 ←─→	佐川警察署	電話			
越知町 ←─→	高吾北消防本部 (署)	電話、高知県防災行政無線、消防無線			
越知町 ←─→	消防団	電話、防災行政無線(回報、戸別)、消防無線			
越知町 ←─→	住 民	電話、防災行政無線(回報、戸別、双方向通信)			
消防署 ←─→	消防団	電話、消防無線			

#### 6 被害規模の把握のための活動

町は、災害発生後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容されている負傷者の状況、119番通報の状況など被害の規模を推定するための 関連情報の収集に積極的に当たる。

#### (1) 発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、各配備要員が参集途上 において行う。したがって、震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が 役場への参集途上において行う。

#### (2) 収集すべき被害情報

#### ア 災害発生直後

1	人命における危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋など建物の倒壊状況
3	火災などの二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	住民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気・水道・電話などライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

#### イ その後の段階

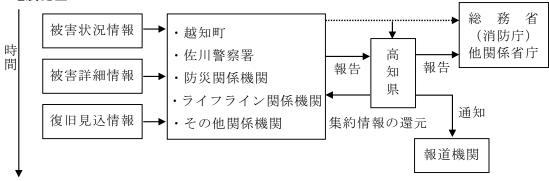
1	被害状況
2	<u>避難指示</u> 又は警戒区域の設定状況
3	指定避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料・飲料水・生活必需物資などの供給状況
6	電気・水道・電話などライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

#### 7 被害調査の報告及び追加措置

関係機関から収集された情報は、各調査項目ごとに担当課がとりまとめ、総務部(本部設置前は危機管理課)が県に報告を行う。

■ 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー

#### ×地震発生



- (注) 1 国(総務省消防庁)への報告には、災対法の規定に基づく内閣総理大臣への報告 及び消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づく消防庁長官への報告が あり、両者は一体的に行う。
  - 2 通信途絶などにより、越知町から高知県に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合などには、町から県に加えて直接国(総務省消防庁)にも報告が行われる。

なお、県との連絡が回復した後の報告は、原則に戻って県に行う。

## 第3節 通信連絡

	活 動	<b>り</b> の	ポ	イ	ン	1		関係機関	
(3) 越知町 (4) NTT (088 (5) 衛星携 (090	通信施設の 防災行政を の災害時代 9-26-11 帯電話 0-1571-3 の場合は、	無線(危機無線(同報 優先電話 111、0889 3049、090	設系、移 −26−11 −1571	多動系) 12、08 -3854	)	·		危総企産住保教消機 強軍 異民福委防理 課課課課課課員	

内容は、一般対策編 第3編 第2章 第5節「通信連絡」を準用する。なお、各防災 関係機関との連絡方法の現状は、本章 第2節「情報の収集・伝達」に定める。

# 第4節 応援要請

	活	動	Ø	ポ	イ	ン	<u>۲</u>			関係機関
	害応急対策及び									
	の応援要請につ	ついては	、事前	で協定	で覚書	昔などを	締結し	<i>、</i> ておく。	(平常	
時)	連の 内 松 西 注									
	遣の応援要請									
(1)	高知県									
(2)	指定行政機関									
(3)	他県の市町村	など								危機管理課
(4)	消防機関									保健福祉課
(5)	佐川警察署									
(6)	民間団体など									教育委員会
3 民	間団体など									消 防 機 関 佐川警察署
(1)	越知町社会福	祉協議:	会							佐川言祭者
(2)	日本赤十字奉	仕団								
(3)	越知町区長連	合協議:	会							
(4)	越知町PTA	連合会								
(5)	越知町母親ク	ラブ								
(6)	越知町スポー	ツクラ	ブ							
(7)	越知町民生委	員児童	委員協	議会						

内容は、一般対策編 第3編 第2章 第6節「応援要請」を準用する。

## 第5節 広報活動

	活 動	0	ポ	イ	ン	1	`	関係機関
2 問い合われる 3 被害関係係 4 防災事事両 6 広報の事に 7 広報し要配慮 (2) 要配慮	- 兄、生活情報 報手段を選打	対応 が応急で は広の 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大ので 大の	入 項 情報節ラ な参ン	) 定) ど被災 照)	者に必		よ各種情報に最も Dを依頼	各課共通

#### 1 計画の方針

町及び防災関係機関は、テレビ・ラジオ・新聞、広報車などのあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について被災者などへの広報活動を行う。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第2章 第7 節「広報活動」に定める。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

#### 3 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては、高知県知事を通じた報道機関への放送要請の他、 次のようなものがある。

伝	達手	段		種別	特 色
広	報	車	<b></b>	<b>(</b>	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災	行政	無線	被	<b>(</b>	II .
掲	示	板	<b>(</b>	爱	各指定避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換に も有効
情	報	紙	<b>(</b>	爱	各指定避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひと つ
新聞	折り	込み	(#)	爱	指定避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
イン:	ターネ	ネット	<b></b>	⊕ ⊛	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

被 被害状况 生 生活情報 安 安否情報

#### 4 被災者への情報伝達

町は、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者の支援などに役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者・障害者・外国人など要配慮者に配慮した伝達を行う。

- (1) 被災地区住民のとるべき措置
- (2) 飲料水・食料・生活必需品の配布情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報(避難の指示)
- (4) 救護活動及びボランティア活動の状況
- (5) 応急仮設住宅の設置など災害応急対策の状況
- (6) ライフラインや交通施設などの公共施設の復旧状況
- (7) 医療機関などの生活関連情報
- (8) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (9) その他必要な事項
- 5 要配慮者への対応

視聴覚障害者や外国人などの要配慮者については、ボランティアなどの支援を得て 適切な情報提供に配慮する。

## 第6節 避難活動など

関係機関
総 務 課
危機管理課
住民課
保健福祉課
教育委員会
消防団

#### 1 計画の方針

避難活動は、地震発生後の火災や、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが 自主的に避難することを基本とする。

町は、住民の安全確保を図り、災害の拡大を防止するために、必要に応じて<mark>高齢者等避難</mark>の発令や<mark>避難指示</mark>又は緊急安全確保を速やかに発令し、避難誘導を行う。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第2章 第9 節「避難活動など」の定めるところによる。

#### 2 実施責任者

町における実施責任者は、町長、各関係機関が指定する責任者とする。

避難指示については、町が実施できない場合には、知事が代行する。

#### 3 警戒区域の設定

町長は、災害が発生した場合において、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定する。

#### 4 指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所については、住民などに見えやすい場所に位置及び避難経路を図示した標識の設置を図る。

#### 5 指定避難所の開設及び運営

#### (1) 指定避難所の開設

大規模地震が発生した場合は、直ちに町民部を中心とする職員を派遣し、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し、指定避難所を開設する。ただし、勤務時間外に地震が発生し、被害が甚大な場合は、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、指定避難所に派遣する。

#### (2) 指定避難所の運営

#### ア 開設直後の措置

- (ア) 救護所を設置
- (イ) 指定避難所が学校である場合は、学校機能の回復を図るため、立入禁止区域を 設定し、避難者と園児、児童、生徒とを分離
- (ウ) 身体などに障害のある要配慮者のための場所を確保
- (エ) 水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレを設置
- (オ) 救援物資の収受、保管、配布などの体制を構築

#### イ 長期化への対応

- (ア) 町・施設管理者・避難者・ボランティアなどによる運営委員会を設置し、自主 的な運営が図られるよう組織を編成
- (イ) 避難の長期化に対応して、間仕切りの設置など避難者のプライバシーの確保に 配慮

- (ウ) 介護の必要な要配慮者が、一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、老人ホーム五葉荘、デイサービスセンターコスモス荘及び老人保健施設ライブリーハウス輝を要配慮者用の指定避難所とし、必要なスタッフを確保
- (エ) 学校を指定避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮
- (オ) 避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安などへの対処が必要であ り、町は相談所を設けるなどを措置
- 6 避難所運営マニュアルの整備

指定避難所運営については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、 その内容に従って実施する。

- (1) 避難所運営マニュアルの内容
  - ア 指定避難所の開設・管理責任者及び運営体制
  - イ 指定避難所の自治組織(立上げ、代表者、意志決定手続など)に係る事項
  - ウ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
  - エ 指定避難所での生活上の基本的ルールに係る事項(居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理など日常生活上のルール、プライバシーの保護など)
  - オ 避難状況の確認方法に係る事項
  - カ 避難者に対する情報伝達、要望などの集約などに係る事項
  - キ 災害対策本部への報告、食料・毛布などの備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
  - ク その他指定避難所での生活に必要な事項
  - ケ 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携

避難者の生活と授業環境の確保のための対策(指定避難所が学校の場合) 指定避難所の統合・廃止の基準・手続など

- (2) 指定避難所避難者への情報伝達マニュアルの内容
  - ア 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
  - イ 本部との連絡方法の確保
  - ウ 本部などへ連絡すべき事項、連絡様式
  - エ 収集すべき避難者などの情報、収集・報告様式
  - オ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法(放送設備利用、掲示、自 治組織を通じるなど)及び必要な様式
  - カ その他必要事項

## 第7節 災害拡大防止活動

		活 重	カ の	ポ イ	ン	٢	関係機関
1 2 3 4 5 6 7	住民による 消防相互応 災害が大規 火災関に消 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	初期救出 接協場定 担模な場と は は は は は り り り り は り り は り り り り り り	、初期消火 基づく県に 場合、 サコプ リコで 大可能地域	情の実施	<ul><li>施(平常</li><li>力隊の出!</li><li>かるとがる</li><li>マーヘリの</li><li>つた険度の</li></ul>	ち時)と実動を要請 ある場合に の出動を の高い地域	 危機管理課 高吾北消防本部 消 防 団

#### 1 計画の方針

本節に示す一般的な事項は、一般対策編 第3編 第2章 第10節「災害拡大防止活動」の定めによる。なお、地震が原因で発生する火災に対しては、次のとおり対策を実施する。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 初期消火体制の確立
- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水・バケッ・消火器などを整備し、住民と連携した初期消火体制を確立
- (2) 交通障害などにより消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬型 小型動力ポンプなどを整備

#### 4 消防水利の整備

- (1) 危険地域、住宅密集地などにおける耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽は耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利を確保
- (2) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池などの自然水も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立案

#### 5 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制を講ずる。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施するように 努める。

- (1) 住民・自主防災組織などは、地域の救助活動を実施
- (2) 町・高知県・県警察は、住民・自主防災組織などと協力して救助活動を実施

6 被災建築物に対する応急危険度判定

町は、余震などによる建築物などの倒壊による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物などが安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体などの応急 危険度判定士の協力を得て実施する。(応急危険度判定実施本部の設置、判定実施計画 の作成)

また、町は、必要に応じて高知県に対し、応急危険度判定士の派遣などについての支援を要請する。

#### 7 被災宅地の応急危険度判定

- (1) 町は、高知県が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度 判定士により、被災宅地の応急危険度を判定
- (2) 県は、町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など、関係機関との連絡調整体制を確立

## 第8節 緊急輸送活動

	活動	のポ	イ	ン	<b>١</b>		関係機関
<ul><li>(2) ヘリコプタ</li><li>3 輸送の順位 =</li><li>4 物資集積場所</li><li>(1) 越知町民総</li></ul>	調達方法 町借なり 一第12段 第33 動 第 運動場	の他、公共 ⇒ 高知県 皆:人命救明 皆:生命維持	などに 助などに 寺などに 日などに 知町民	要請要要するのである。	もの もの もの	三両、自家用車両 一般対策編 第3編1章 第11節に定 めるとおり 請	所 総 務 定 税 務 課 企 職 課

#### 1 計画の方針

町は、地震発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度・重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

一般対策編 第3編 第2章 第11節「緊急輸送活動」の定めるところによるが、 地震発生時の輸送手段の確保について、次のとおり定める。

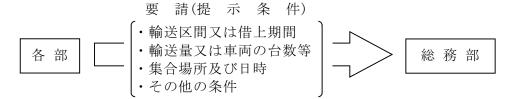
#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

- 3 町有車両等の確保
- (1) 町有車両

各部は、必要な車両を総務部に要請する。

総務部は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。



#### (2) その他の車両

総務部は各部からの要請により、町有車だけでは不足する場合や、不足が予想される場合は、直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用車の確保を図る。

#### 4 輸送拠点の確保

(1) 救援物資及び調達物資の集積場所を次のとおり定め、迅速な輸送体制を確立する。

名	称	所	在	地	連	絡	先
越知町民総合運	越知甲	3268		0889 - 26 - 1119			
越知町民会館	越知甲 2562			0889 - 26 - 3400			

(2) 道路の損壊などにより(1)に定める場所が使用不能の場合は、隣接市町村などに輸送拠点を設けるなど、広域的な運用を県に要請する。

## 第9節 交通確保対策

	活動のポイント	関係機関
1	各配備要員により道路・橋梁などの被害調査を実施	
2	国道及び県道の被害発見 ⇒ 中央西土木事務所越知事務所長へ報告	
3	交通規制の区分(実施者など)は一般対策編 第3編 第2章 第12節	
	「交通確保対策」に定めるとおり	危機管理課
4	交通規制情報入手のため佐川警察署との連絡手段を確保	建設課
5	緊急通行車両の申請	
	事前申請先 ⇒ 高知県公安委員会	
•	· 災害時申請先 ⇒ " · 佐川警察署	

#### 1 計画の方針

本対策内容は、一般対策編 第3編 第2章 第12節「交通確保対策」を準用する。

## 第10節 社会秩序維持活動など

		活	動	の	ポ	イ	ン	<u>۲</u>	関	係機	関
1 2	住民の生命。社会秩序の	維持			などの	定期的	な巡回		県消	警防	察団

#### 1 計画の方針

本対策内容は、一般対策編 第3編 第2章 第13節「社会秩序維持活動など」を 準用する。

## 第11節 地域への救援活動

#### 第1 計画の方針

町は、食料の迅速な応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、調達などは迅速かつ的確に行う。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第2章 第14 節「被災地域への救助救援活動」を準用する。

#### 第2 給水活動の実施

	活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1	住民への備蓄の広報の実施 (平常時)	
2	水道施設の被害調査と応急復旧の実施	
3	給水箇所 ⇒ 役場・指定緊急避難場所・指定避難所・医療機関・社会福	
	祉施設など	
4	給水方法	危機管理課
	給水タンク・ポリ容器による運搬給水(応援要請)	環境水道課
	臨時給水栓の設置	
	県・自衛隊・他市町村などに応援要請	
5	給水量	
	1人1日3リットルを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処	

#### 第3 食料の確保・調達

活動のポイント	関係機関
(2) 緊急食料が不足する場合は、県に要請を行う	総 務 課
4 炊き出しの実施	住 民 業 課
自治会・日本赤十字奏仕団のほかボランティアの協力を得て実施	報 育 委 員 会

#### 1 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

#### 2 食料の供給

#### (1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、備蓄の検討を行うほか速やかな調達を図るが、大規模な地震が発生した場合は、被災者に発災後の3日間に供給できる量の食料があれば、その後は救援物資などにより対処可能と考えられるため、まず第一に発災

後3日分の食料を町及び各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

住民には、インスタントやレトルトなどの食料の個人備蓄を呼びかける。 本町における確保の方法としては、業者との協定締結などを検討する。

#### (2) アレルギー性疾患者などへの配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患などの患者のために 必要な食料・粉ミルクなどの調査を行い、備蓄若しくは入手経路などを確立する。

#### 3 指定避難所における供給計画

大規模な地震の発生により指定避難所を開設した場合の食料などの供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心懸ける。

段階	食料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり・パンなどすぐに食べられるもの
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物など)、生鮮野菜・野菜ジュースなど
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し

#### 4 物資調達マニュアルの整備

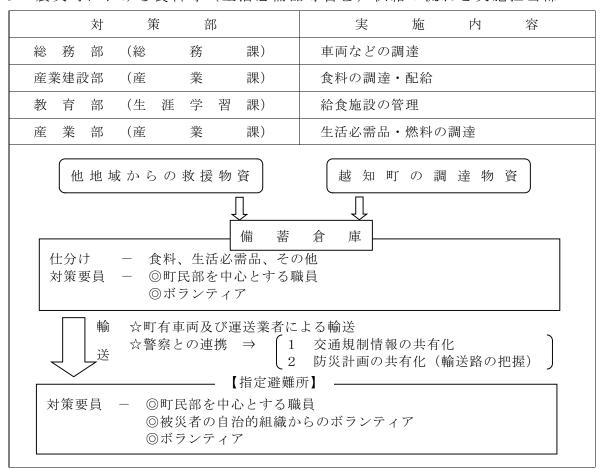
食料の供給・調達については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、 その内容に従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食料・食材などの品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者・外食産業などからの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所(調理施設・指定避難所など)の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者・実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、高知県への食料・食材・資材などの調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者の指定などにより受入体制を確立
- (7) 供給ルート・運送体制の確立
- (8) 指定避難所ごとの被災者・自治組織など受入体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法(配分、場所、協力体制など)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

#### 5 物資の集積場所

本章第8節「緊急輸送活動」に定めるとおり、物資の集積場所は備蓄倉庫とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送などの作業を行う。

#### 6 震災時における食料等(生活必需品等含む)供給の流れと実施担当部



#### 第 4 生活必需品確保·調達

活動のポイント	関係機関
1 調達体制の強化(平常時) (1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合などとの協定締結の検討 2 災害時の調達 (1) 1に定める業者・組合などに供給を依頼	(0) 76 311
(2) 県・日赤・他市町村に応援依頼 3 生活必需品などの供給 (1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施	総 務 課 住 民 課 保健福祉課
<ul> <li>(第4 2参照)</li> <li>(2) 物資集積場所 ⇒ 備蓄倉庫</li> <li>(3) 物資供給の流れの周知(第4 4参照)</li> <li>(4) 各対策事項を実施する部の明確化(第4 4参照)</li> </ul>	産業課

#### 1 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

#### 2 指定避難所における供給計画

段   階	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布など(季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	下着・タオル・洗面用具・生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ・ ラジオ・洗濯機などの設備

#### 3 物資の集積場所

本章第8節「緊急輸送活動」に定めるとおり、物資の集積場所は越知町民総合運動 場体育館及び越知町民会館とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送 などの作業を行う。

#### 4 震災時における物資供給の流れと実施担当部

本章 本節 第3 食料の確保・調達 6 「震災時における食料等(生活必需品等 含む)供給の流れと実施担当部」に定めるとおりとする。

#### 第5 医療・助産

	活	動の	ポーイ	ン	<b>F</b>	関係機関
2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	療・救護・救出療班の編成 内医療機関によ 護所の開設 護所の開設 薬品、資機材の 傷者の搬送 ⇒ リアージ*の実施	を要する状況 る編成 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	Rの把握 不足の場合 購入 (2) 果、ルートの により県な により関係を に伴う関係を	高高高の確認に消防を調整に対している。	コ県保健医療調整本部 間郡医師会に要請 の要請 医療機関の受入状況の 所防災ヘリコプターや	保健福祉課

震災により、傷病者が多数発生したときや、医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときは、医療、救護活動を迅速かつ的確に行い、あわせて事故処理に向けた 方策を強化して、被災者の救護に万全を期する。

#### 1 実施責任者

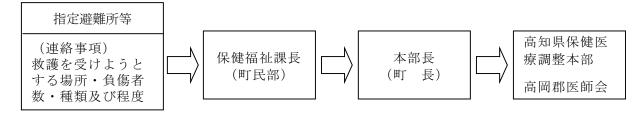
実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

#### 2 初動体制

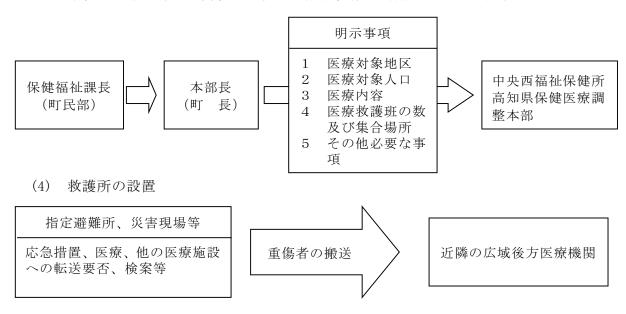
町は、災害時における救急医療を迅速に行うため、越知町医師クラブ、町内医療機関及び高岡郡医師会、高知県保健医療調整本部の協力の下に、I医療班を編成し、II指定避難所などからの派遣要請に基づいて、III救護所を設置(町内医療機関の利用を含む)し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品などの調達を行う。

#### (1) 医療班の編成

- ○町内医療機関による構成
   ⇒ 一般対策編 第3編 第2章 第14節 第5 「医療・助産参照」
   ○町内医療機関のみでは不足する場合
   ⇒ 高岡郡医師会、高知県保健医療調整本部に応援要請
   ○医療班の構成
   ⇒ 医師・保健師・看護師・事務職員(運転手含む)
- (2) 医師会への医療班派遣要請における連絡系統



(3) 県、日赤県支部及び隣接市町村への医療班派遣要請における連絡系統



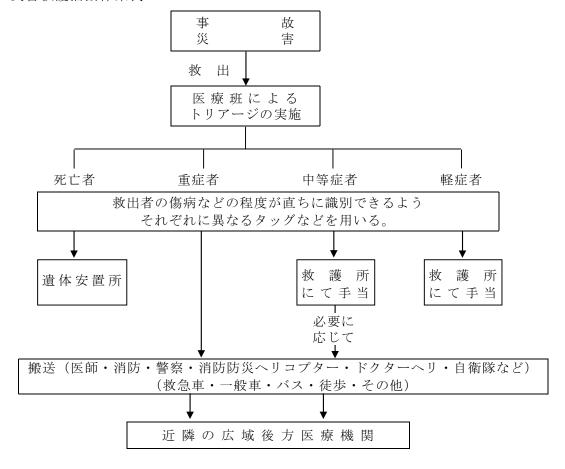
#### 3 ヘリコプターによる救急搬送

町は、被災地で傷病者などをヘリコプターで救急搬送する必要があるときは、県消防防災ヘリコプターやドクターヘリなどの利用を県や関係機関に要請する。

#### 4 医療活動の実施

町は、越知町医師クラブ及び町内医療機関や高岡郡医師会との協力の下に、次のような活動体系を整備するものとする。

#### ■ 災害救護活動体系例



第6 消毒・保健衛生

Ÿ	舌 動	の	ポ	イ	ン	۲			関係機関
1 防疫班の編成 (1) 越知町 - (2) 高知県中野 2 防疫状のの保護 者の現でのなる者のでは、 3 感染町内をも病に、 (1) 自名には、 (2) 自名には、 (2) はのでは、 (2) はいのでは、 (3) では、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (9) では、 (1) では、 (1) では、 (2) は、 (2) は、 (3) では、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) で	<ul><li>保健福</li><li>提、防疫</li><li>どに対する</li><li>び薬品</li><li>び工</li><li>び工</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>者</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><l>で<li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で</li><li>で<th>健所</th><td><ul><li>知</li><li>年</li><li>た</li><li>よ</li><li>り</li><li>請</li></ul></td><td>事の指</td><td>示によ</td><td>り編成</td><td>「広報活動、</td><td>患</td><td>保健福祉課環境水道課</td></li></l></ul>	健所	<ul><li>知</li><li>年</li><li>た</li><li>よ</li><li>り</li><li>請</li></ul>	事の指	示によ	り編成	「広報活動、	患	保健福祉課環境水道課

### 第7 災害廃棄物処理等

	活 動	0	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		関係機関
<ul><li>浸水地域の</li><li>4 住民に対し</li><li>5 損壊家屋の</li></ul>	里音のるいごて解産ての場・→ 場ごごみご体業県周、し→合みみ、みの廃又辺玄尿 はに関処法、 底の実棄はに関処が、 応要自施物他運等	即県 急施己 処市ばにびは 策(分 葉村たびは 策(分 業村たび	下市 動定分 、協石まの村 又急整 設要竹た	里に は避理 業請木障で 生薬へ 者 等害	要 上所協 と 障の きょう	な支障 ) のご 依頼 した解	iを与えるごみ iみ i体体制の整備	環境水道課

## 第8 遺体の検案など

活動のポイント	関係機関
1 行方不明者の捜索 (1) 捜索の届け出の受理 (必要事項-住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他) (2) 消防団の他、警察に協力を要請 2 遺体の収容・処理 (1) 消防機関・警察に協力を要請(収容) (2) 医療班が処理を実施	危機管理課 保健福祉課 消 防 団
(3) 遺体は町の設置する安置所において一時安置 3 埋火葬の手配 遺族などによる火葬が不可能な場合は町が実施	

## 第9 犬・猫・家畜等の保護及び管理

	活	動	つ ポ	イ	ン	۲		関係機関
1 高	知県							
臨	時保護施設を開	副設 →	協力体制	の確立				
2 町								
(1)	災害死した動	物の処理	を実施					環境水道課
	環境上支障のない場所で焼却及び地下への埋葬							
(2)	指定避難所、	仮設住宅:	へのペッ	卜同行過	産難者の	受け入れ		
(3)	住民及び民間	団体の活動	助					
	負傷動物の治	療、飼い	E及び里鶏	見探し、	餌の配	布		

### 第10 応急仮設住宅など

	活	動	0)	ポ	イ	ン	<b>١</b>			関	係機	関
1 用地の選定 (1) 公共用地 (2) 飲料水が 2 建設資機材 3 応急仮設住 4 災害救助法 広域避難収	也を優先 などの人 及び業 宅の供 が適用る	、手、衛 者の確 与に際 された <sup>は</sup>	保 しては 場合又に	、要配は越知町	慮者の 「のみて	優先入 ごは行う	居なと ことが	に配り	慮な場合は、	建	設	課

#### 第 11 障害物除去

	活	動	の	ポ	イ	ン	٢	関	係機	関
<ol> <li>除去の実施</li> <li>道路、河川</li> <li>越知町で処</li> </ol>	におけ	る除去	$\Rightarrow$	管理者	が実施	包	援を要請	建	設	課

## 第12節 物資、資機材、人員等の配備手配

	活	動	0	ポ	イ	ン	<u>۲</u>	関	係機	関
1	必要な物資、資 不足する場合				保			総	務	課
2	必要な資機材の	)点検・	整備な	どの準	備					

#### 1 計画の方針

町は、応急対策のための物資、資機材、人員などの配備手配を行う。 なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第2章 第6 節「応援要請」を準用する。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 物資等の調達あっせん

町は、県に対し、必要な物資・資機材(以降「物資等」という。)の確保状況を把握し、物資等の供給を要請する。また、県が必要上やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置を講ずる。

#### 4 人員の配備

町は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、人員派遣などを県に要請する。

- 5 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合に、災害応急対策及び施設などの応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検・整備等の準備
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に設定

## 第13節 ライフラインなど施設の応急対策

	活 動 の	ポ イ	ン	٢	関係機関
1	災害の概要、施設の支 ⇒			と見通しの広報 系機関、住民	四国電力(株)須崎営業所 (一社)高知県LPガス協会
2	要員・資材の確保 ⇒	<ul><li>必要に応じ</li><li>業者の応援</li></ul>		の他機関並びに	環 境 水 道 課
3	応急復旧対策				西日本電信電話(株)

一般対策編 第3編 第2章 第15節「ライフラインなど施設の応急対策」を準用する。

## 第14節 教育対策

	活 動	のポ	イ	ン	F	関係機関
2 園児、児童、 3 指定避難所 4 授業の再開 (1) 体育館・ (2) 応急仮校 (3) 短縮・コ 5 給食施設の。 (1) 応急修理 (2) 被災者の 6 教職員の確	語・分散授 措置 型の実施 の炊き出し施 保 に は隣接校と 可能な場合に	)安否確認及 ⇒加協力 の使用 業などの実施 設として利用 の調整	び保護 <sup>を</sup> も うされて	音への引 いる場合	渡し	教育委員会

#### 1 計画の方針

本対策は、一般対策編 第3編 第2章 第16節「教育対策」の定めるところによるが、大規模地震が発生した際に、特に対処が必要な事項について、次のとおり定める。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

3 事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による園児、 児童、生徒などの一時疎開や教員の指定避難所運営への参加など、様々な問題が起こ ることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- (1) 指定避難所の運営における教職員の協力方法
- (2) 学校(園)機能を早急に回復するために、学校(園)内において避難者と園児、児童、生徒などとで共用する部分と、園児、児童、生徒など又は避難者のみが使用する部分の区分け

- (3) 園児、児童、生徒、教職員などの安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への園児、児童、生徒などの引渡し方法などの災害発生時刻別(在校時、登下校時、休日など)計画の作成
- (4) 園児、児童、生徒、教職員などに負傷者が生じた場合の医療機関との連絡体制の整備
- (5) 園児、児童、生徒などの安否確認の方法
- (6) 電話以外の連絡手段の整備
- (7) 校舎内外の施設・設備の安全点検、戸棚・靴箱・体育用具などの倒壊防止、建具・ 掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去など

#### 4 事後の対策

メンタルケアを必要とする園児、児童、生徒、教職員に対し、関係機関との連携の 下に相談事業や研修会を実施する。

## 第15節 労務の提供

活動のポイント	関係機関
1 労務者の確保 (1) 各部常傭労務者及び関係業者などの労務者 (2) 公共職業安定所などのあっせん労務者 (3) 関係機関の応援派遣による技術者など	総務課
2 賃金の支払い 同種の職種に支払われる額を基に町長が決定	教育委員会
3 従事協力命令の対象事業及び根拠法令 一般対策編 第3編 第1章 第17節に定めるとおり	

内容は、一般対策編 第3編 第2章 第17節「労務の提供」を準用する。

## 第 16 節 要配慮者対策

	活 動	の ポ	イン	۲-	関係機関
2 避難施設 要配慮者(3 災害情報; (1) 外国人 (2) 視覚機 (3) 聴覚機 4 安否確認	の避難状況に などの周知 、など ⇒ 〔能 ⇒ 音	ボランティア 声情報による。 字情報・手話	ご整備 ⇒ 花 などの協力を 周知	冨祉避難所 要請、地図付き情報	保健福祉課社会福祉協議会

内容は、一般対策編 第3編 第2章 第18節「要配慮者対策」を準用する。

## 第17節 災害応急融資

	活	動	Ø	ポ	イ	ン	٢	関係機関
農林漁業災害 中小企業復興 災害復興住宅 被災私立学校 災害復旧資金 母子・寡婦福	資金 注建設資 近次害復	旧資金						金融機関

内容は、一般対策編 第3編 第2章 第19節「災害応急融資」を準用する。

## 第 18 節 二次災害防止計画

	活	動	の	ポ イ	ン	1		関係機関
地震の場	<ul><li>土砂災</li></ul>	災害 よどに。 っに措置		災害の発	生危険簡	笥所を調査 <i>0</i>	)上、発見	危機管理課 建 設 課
2 避難の措	計置 公要があ	る場合		–		急危険度判定 節及び本章		消防団

#### 1 計画の方針

町は、地震の発生による被害だけでなく、その後に発生する水害、土砂災害、余震による建物の倒壊、火災、爆発などの二次災害から住民などの保護を図る。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第2章 第20 節「二次災害の防止」を準用する。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、町長、各関係機関が定める責任者とする。

#### 3 水害・土砂災害対策

町は、県などの協力のもと、専門技術者などにより、地震や降雨などによる二次的な水害・土砂災害などの危険箇所の点検を実施する。町は、県の協力のもと、危険性が高いと判断された箇所について、早期の応急対策に努める。また、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

避難の<u>指示</u>及び指定避難所の指定など避難に関する計画は、第2編 第2章 第7 節「避難対策」及び本章 第6節「避難活動など」の定めるところにより行う。

#### 4 被災建築物・住宅等の応急危険度判定

余震他による建築物などの倒壊による二次災害を防止するため、被災した建築物などが安全であるかどうかの判定活動を建築関係団体などの応急危険度判定士の協力を得て実施する。また、必要に応じて県に対し、技術者派遣についての支援を要請する。

# 第19節 自発的支援の受入れ

		活	動	0)	ポ	イ	ン	٢	関係機関
1 2 3	義えん金品 収支を記 取扱いは、	入する	ための	帳簿を	整理			に準じて実施	保健福祉課 出 納 室 教育委員会 社会福祉協議会

内容は、一般対策編 第3編 第2章 第21節「自発的支援の受入れ」を準用する。

# 第2章 自衛隊の災害派遣

活動のポイント	関係機関
<ol> <li>災害派遣要請基準</li> <li>災害派遣要請手続</li> <li>高知県に連絡可能の場合         <ul> <li>町長(代理者)</li> <li>本国</li> <li>申衛隊</li> </ul> </li> <li>(2) 高知県に連絡不能の場合         <ul> <li>町長(代理者)</li> <li>申衛隊</li> </ul> </li> </ol>	危機管理課
3 受入体制の整備 (1) 宿泊施設・野営施設その他の準備 (2) 車両・機材などの保管場所の準備 (3) 連絡窓口を総務課に設置し、総務課員を連絡員に指名 4 災害対策用ヘリポート 一般対策編 第3編 第3章 第4節に定めるとおり	

## 第1節 趣旨

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合は、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行う。

## 第2節 災害派遣要請ができる範囲

内容は、一般対策編 第3編 第3章 第2節「災害派遣要請ができる範囲」を準用する。

## 第3節 災害派遣要請の手続

この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 第3章 第3節「災害派 遣要請の手続」を準用する。

- 1 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)など
- (1) 自衛隊は、震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県など防災関係機関に伝達
- (2) 状況から、特に緊急を要し、知事などの要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣

この場合においても、できる限り早く知事に連絡

- 2 自主派遣の基準
- (1) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき
- (2) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき
- (3) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関わると認められるとき
- (4) その他上記に準じ、知事などからの要請を待ついとまがないと認められるとき

## 第4節 派遣部隊の受入体制

内容は、一般対策編 第3編 第3章 第4節「派遣部隊の受入体制」を準用する。

# 第5節 派遣部隊の業務及び撤収など

内容は、一般対策編 第3編 第3章 第5節「派遣部隊の業務及び撤収など」を準用 する。

# 第4編 災害復旧・復興対策

	計	画	事	項	頁
第1章	災害復旧	対策			59
第2章	復興計画				60

# 第1章 災害復旧対策

内容は、一般対策編 第4編 第1章「災害復旧対策」を準用する。

# 第2章 復興計画

内容は、一般対策編 第4編 第2章「復興計画」を準用する。

# 第5編 重点的な取組

計画事項	頁
第1章 重点的な取組の趣旨	61
第2章 命を守る対策	62
第1節 強い揺れから身を守る対策	62
第2節 火災対策	62
第3節 南海トラフ地震臨時情報への対応	63
第3章 命をつなぐ対策	64
第1節 応急対策活動体制等の整備	64
第2節 広域避難体制等の整備	64
第3節 指定避難所等の整備	64
第4章 生活を立ち上げる対策	65
第1節 まちづくり	65
第2節 くらしの再建	65
第5章 震災に強い人・地域づくり対策	66

# 第1章 重点的な取組の趣旨

これまでの南海トラフ地震対策の成果と課題を踏まえ、「命を守る」対策をさらに徹底させ、これまで掘り下げてきた「命をつなぐ」対策を幅広く展開し、「生活を立ち上げる」対策を推進する。

また、公助としての取組を全力で進めるとともに、自助、共助の取組の後押しも強化する。

以上を踏まえ、次の4つの対策を重点的に推進する。

- 1 命を守る対策
- 2 命をつなぐ対策
- 3 生活を立ち上げる対策
- 4 震災に強い人・地域づくり対策

# 第2章 命を守る対策

地震による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策が重要であることから、建物の 倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに情報伝達の手段の整備、避難 経路や指定緊急避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

また、南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が、通常と比べて相対的に高まった際に発表される南海トラフ地震臨時情報を生かすための防災対策を進める。

## 第1節 強い揺れから身を守る対策

1 計画の方針

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス・食器棚などの家具などの転倒から 身を守るための取組を進める。

2 実施責任者

実施責任者は町長、各関係機関が指定する責任者とする。

- 3 建物の倒壊から身を守るための取組
- (1) 町は、個人住宅の耐震診断の推進などにより耐震改修・建替を促進
- (2) 町は、公共建築物の耐震化を計画的に推進
- (3) 町は、医療施設の耐震化の促進
- (4) 町は、社会福祉施設の耐震化の促進
- (5) 町は、民間建築物の耐震化の促進
- (6) 町は、耐震化のさらなる促進に向け部分的な耐震対策
- (7) 町は、学校における非構造部材等の耐震化の促進
- 4 家具等の転倒から身を守るための取組
- (1) 町は、個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を推進
- (2) 町は、公共建築物の書棚や器具等の転倒防止策を推進
- 5 ブロック塀の倒壊から身を守るための取組
- (1) 町は、ブロック塀の倒壊防止対策を推進
- 6 揺れを感じたときの行動を身につけるための取組
- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発
- (2) 家庭での防災用品や非常食料の備えの推進
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材整備の支援

## 第2節 火災対策

火災及び事故災害対策編 第2編 第2章 第4節「地震火災予防対策」を準用する。

# 第3節 南海トラフ地震臨時情報への対応

1 避難計画の検討

# 第3章 命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れから助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、 総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行え るよう体制づくりを進める。

## 第1節 応急対策活動体制等の整備

- 1 地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練
- 2 応急対策能力を高めるための図上訓練の実施
- 3 医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できる訓練
- 4 医薬品や医療用資機材等の備蓄
- 5 緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備
- 6 医療救護体制の整備
- 7 緊急輸送道路を確保するため対策
- 8 ライフラインの早期復旧体制の構築
- 9 燃料確保対策の推進

## 第2節 広域避難体制等の整備

- 1 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体 との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び 受け入れ方法を含めた手順等を定める
- 2 市町村域を超えて避難者を受け入れるための広域的な調整を行う

## 第3節 指定避難所等の整備

- 1 指定避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や 資機材等の備蓄
- 2 福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の指定避難所における要配慮 者対応の充実
- 3 避難者の健康状態や指定避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機 材等の整備
- 4 被災者等の心のケアを行うための体制の整備

# 第4章 生活を立ち上げる対策

地震被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに町民の生活を再建するため、早期の復旧・振興に向けた事前の対策にも取り組む。

## 第1節 まちづくり

- 1 早期の復旧・振興のため、地籍調査事業の推進
- 2 被災前に、復興まちづくり指針の策定
- 3 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制の構築

## 第2節 くらしの再建

- 1 早期の復旧・振興のため、災害廃棄物処理体制の構築
- 2 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、BCP 策定の推進
- 3 社会福祉施設の BCP 策定支援

# 第5章 震災に強い人・地域づくり対策

#### 1 計画の方針

町は、今後の地域社会を担う若い世代を中心とし、震災を自分のこととしてとらえ、 地震に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

学校現場での取組を家庭や地域に広げ、地域コミュニティにおける多様な防災教育を進めることにより、越知町における地域防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図る。

#### 2 実施責任者

実施責任者は町長、各関係機関が指定する責任者とする。

- 3 学校・地域での防災教育
- (1) 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発の推進
- (2) 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組の推進
- (3) 教職員の防災研修の推進
- 4 一般住民への防災教育

町は、南海トラフ地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民 自身による地震防災対策を促進する。

- (1) 南海トラフ地震に備える住民のための小冊子の作成及び配布
- (2) 地域における防災学習や訓練の開催
- (3) 南海トラフ地震ホームページの作成
- (4) 南海トラフ地震情報コーナーの設置
- 5 防災エキスパートの養成
- (1) 防災関係機関職員の地震に関する正しい知識と行動の修得
- (2) 自主防災活動を担う人材の育成
- (3) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援の推進
- (4) 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士の養成
- 6 防災の視点に立った公共施設の整備
- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画(第1編 第7章を参照)に基づき、各種の施設整備 を推進する。
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設を整備する。
- 7 技術的,財政的支援
- (1) 国に対して、地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援の要請
- (2) 国の地震観測・予知体制の強化及び空白地帯の解消を要請